

協会けんぽの生活習慣病予防健診以外の健診を利用されている事業所様へのお願い 定期健康診断結果（写）の提供にご協力ください

健診結果の提供方法

対象者：協会けんぽに加入している74歳までのご本人様（被保険者）

※年度内に協会けんぽ『生活習慣病予防健診』を受診されている方、または受診予定の方は除く。

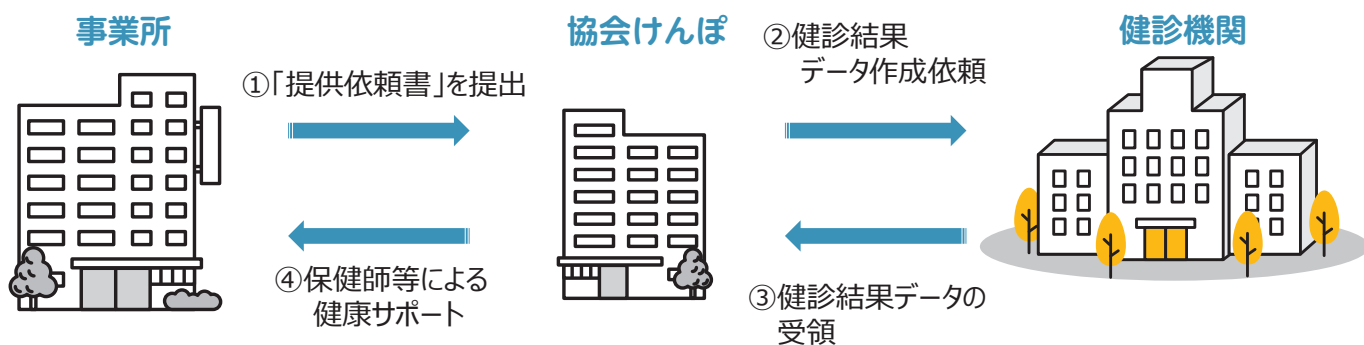


「提携先一覧はこちら」

健診機関が協会けんぽの提携先で**ある**場合 協会けんぽに「健診結果の提供依頼書」を提出する

※提携先一覧は、二次元コードに記載しております。

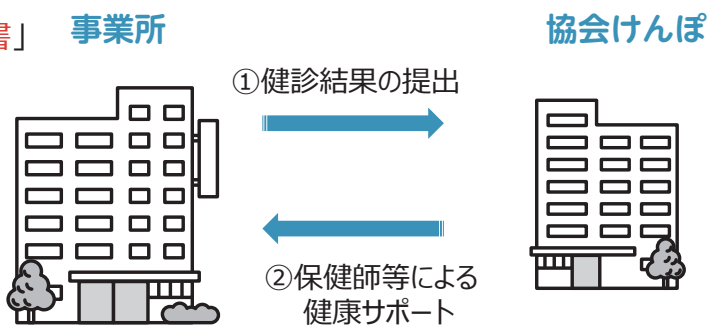
「健診結果の提供依頼書」を提出していただくと、健診結果が健診機関から協会けんぽに提出されます。



健診機関が協会けんぽの提携先で**ない**場合 協会けんぽに健診結果（写）を直接提供する

- 1「健診結果の提供にかかる送付書兼同意確認書」
- 2「健診結果（写）」
- 3「健診結果に関する回答書※」

※健診結果に【腹囲・服薬歴・喫煙歴】のいずれか、もしくは3つすべての記載がない場合に1と2に併せてご提出ください。



事業主様へのお願い

協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診している方は、定期健康診断結果（写）の提出は不要です。

どうして必要ないんですか？



生活習慣病予防健診を受診していれば、自動的に協会けんぽにデータが提供されるからです。つまり、生活習慣病予防健診を受診すれば、健診結果の提供にかかる送付書兼同意確認書や健診結果（写）の提供は不要になります。そのため、生活習慣病予防健診受診に切り替えのご検討をお願いいたします。



知っていますか??

整骨院・接骨院のかかり方

整骨院・接骨院での柔道整復師による施術には、健康保険が『使える場合』と『使えない場合』があります。正しく理解していただき、適正な受診にご協力をお願いします。

健康保険が**使えます**

自己負担3割（または2割）

- ◆ 骨折、脱臼
※応急処置以外は医師の同意が必要
- ◆ 捻挫
- ◆ 挫傷（肉離れなど）



健康保険が**使えません**

全額自己負担

- ◆ 肩こり、筋肉疲労、慢性的な痛み
- ◆ リラクゼーションを目的とした利用
- ◆ 病院や診療所などで治療中のケガ
- ◆ 工作中、通勤途中でのケガ



施術を受けるときの3つのポイント！

point1

負傷の原因を
正しく伝えましょう！



負傷の原因を正確に話しましょう。外傷性の負傷でない場合や、負傷の原因が労災保険の適用となる場合、健康保険は使えません。

point2

「療養費支給申請書」の内容を
よく確認し、必ず自分で記入しましょう！



「療養費支給申請書」は、整骨院・接骨院が本人に代わって治療費（窓口支払い分を除く）を協会けんぽに請求し支払いを受けるために必要な書類です。委任欄に記入する場合は、傷病名・日数・金額をよく確認しましょう。

point3

領収証を
もらいましょう！



領収証は必ず受け取り、大切に保管してください。なお、領収証は医療費控除を受ける際にも必要になります。

令和6年12月2日に健康保険証が廃止されます

マイナ保険証を使用しましょう

利用方法

医療機関・薬局の受付にある顔認証付きカードリーダーにマイナンバーカードをかざし、顔認証が暗証番号で本人確認をするだけで利用可能です。
※顔写真は機器に保存されません。
※マイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。



安心！よりよい医療が受けられる

同意をすれば、薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投与や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。また、旅行先や災害時でも、薬の情報等が医師や薬剤師に自動的に連携されます。

便利！各種手続きも便利・簡単に！

「限度額適用認定証」の申請や持参をしなくても、同意をすれば高額療養費の限度額を超える支払いが自動的に免除されます。

※自治体独自の医療費助成などについては、書類の持参が必要です。

※令和6年12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません。現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。



全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市南町3-4-57
水戸セントラルビル
TEL 029-303-1500(代表)

マイナ保険証を
使用しましょう!!



※2024年12月2日から健康保険証は発行されなくなります。

使ってみよう！
マイナ保険証